

公立大学法人奈良県立医科大学スキルラボ規程

(設置)

第 1 条 奈良県立医科大学スキルラボ棟に公立大学法人奈良県立医科大学スキルラボ（以下「スキルラボ」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 スキルラボは、本学学生、本学附属病院の医師、看護師、医療技術職等及び地域の医療専門職の医療知識及び技術の習得、向上に資することを目的として設置する。

(委員会)

第 3 条 スキルラボの運営を円滑に行うため、スキルラボ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 4 条 委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) スキルラボの運営及び管理に関すること。
- (2) その他スキルラボに関すること。

(組織)

第 5 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育開発センター専任教員
- (2) 医学部長
- (3) 看護学科長
- (4) 附属病院長
- (5) 看護部長
- (6) 臨床研修センター長
- (7) その他理事長が指名する者

(任期)

第 6 条 前条の委員の任期は2 年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 7 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員会を統括し、教育開発センター専任教員をもって充てる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(事務)

第 8 条 スキルラボに関する事務は、教育開発センターにおいて行う。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、スキルラボの使用について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 28 年 1 月 7 日から施行する。

2 この規程の施行時に委嘱した委員の任期については、平成 29 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。